

藤岡市教育振興基本計画

「笑顔、やる気、希望」に満ちた藤岡教育



令和5年4月

藤岡市教育委員会

はじめに

国は、教育基本法の規定に基づき、教育振興基本計画を策定しています。

また、地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参酌しながら地域の実情に応じた教育の振興に関する基本的な計画を定めるよう努めることとされています。こうしたことから、近年の社会情勢を踏まえながら、中期的かつ総合的な展望をもち、藤岡市の教育行政を計画的・体系的に進めるため、本計画を策定するものであります。

近年、少子高齢化の進行や国際化、情報化の進展など社会状況は大きな変革期を迎え、教育分野においても早急に解決すべき問題が生じています。こうした社会の急激な変化や教育を取り巻く状況の変化に対応するため、藤岡市教育委員会では、国や県の動向を見据え、第5次藤岡市総合計画を基にあらためて藤岡市教育振興基本計画を見直すこととしました。

本計画では、基本理念として「藤岡市民憲章」を基本に、郷土の歴史と恵まれた自然を生かし、豊かな人間性と高い知性、たくましい意志力と創造的な個性をもった心身ともに健康で規律ある人間の育成を目指して教育を推進すべく、「知・徳・体の調和のとれた人間形成を目指す学校教育の推進」「生涯学習の振興と市民文化の向上」「青少年の健全育成と世代を超えた市民参加のスポーツ・レクリエーション活動の推進」を基本方針として掲げています。そして、その実現に向けて、8つの目標とそれぞれの目標に対する34の具体的施策を示しています。

計画実現のためには、地域と一体となって子どもたちを育むコミュニティ・スクールの実現に示したように、学校、家庭、地域をはじめ、関係各機関・団体がそれぞれの役割を着実に果たしていくとともに、緊密に連携していくことが大切であります。藤岡市教育委員会はこうした連携強化を図り、教育力の向上を目指して、検証を行いながら、子どもたちはもちろん市民の皆さんが、笑顔とやる気、そして希望に満ちた生活が送れるよう、本計画を基に教育行政に取り組んでまいりたいと思います。

教育長 田中政文

教育行政方針

基本理念

藤岡市教育委員会は、「藤岡市民憲章」を基本に、郷土の歴史と恵まれた自然を生かし、豊かな人間性と高い知性、たくましい意志力と創造的な個性を持った心身ともに健康で規律ある人間の育成を目指して教育を推進する。

基本方針

- 1 知・徳・体の調和のとれた人間形成を目指す学校教育の推進
- 2 生涯学習の振興と市民文化の向上
- 3 青少年の健全育成と世代を超えた市民参加のスポーツ・レクリエーション活動の推進

藤岡市民憲章

わたくしたち藤岡市民は、郷土の歴史と恵まれた自然をいかし、永遠の発展をめざして、人情豊かな明るい藤岡市とするために、ひとりひとりの道しるべとして、ここに市民憲章を定めます。

- 1 わたくしたちは、教養をたかめ、いつでもだれにも親切をつくせる人になりましょう。
- 1 わたくしたちは、史跡を大切にし、青い空と緑を育て清潔なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたちは、スポーツに親しみ、たくましいからだとねばり強い心をつくりましょう。
- 1 わたくしたちは、子どもを大切に、青少年には夢を、老人にはやすらぎのあるあたたかい社会をつくりましょう。
- 1 わたくしたちは、働くことに誇りをもち、住みよい活気ある郷土藤岡をつくりましょう。

昭和49年10月1日制定

藤岡市子ども憲章

郷土の歴史と恵まれた自然を誇りに思う私たちは、すべての人が、友情あふれる優しい心と勇気を持ち、お互いに助け合いながら、みんなが好きになる「すてきな藤岡市」を目指して、ここに「子ども憲章」を定めます。

自然

私たちは、地球の環境を守るため、豊かな自然を大切にし、リサイクルや自然保護活動に努めます。

夢

私たちは、いつでも夢や希望を持ち、励ましあいながらその実現に向かって進みます。

命

私たちは、友達、家族、そして、一つしかない自分の命を大切にします。

友情

私たちは、思いやりと感謝の心を持ち、友情の輪を広げます。

礼儀

私たちは、誰とでも気持ちよくあいさつを交わし、礼儀正しく接します。

平成16年12月9日制定

--- 目 次 ---

第 1 章 計画策定にあたり

1. 計画策定の趣旨(1)
2. 計画の位置づけ(1)
3. 計画の期間(1)
4. 計画の推進(1)

第 2 章 藤岡市の教育をめぐる現状と課題

1. 人口・世帯・児童数等の状況(2)
2. 幼児教育・学校教育：現状と課題(4)
3. 教育環境：現状と課題(4)
4. 生涯学習：現状と課題(5)
5. スポーツ：現状と課題(7)
6. 青少年健全育成：現状と課題(8)
7. 地域文化：現状と課題(8)
8. 人権尊重社会：現状と課題(10)
9. 文化財：現状と課題(10)

第 3 章 施策の展開

1. 幼児教育・学校教育(13)
2. 教育環境(18)
3. 生涯学習(20)
4. スポーツ(22)
5. 青少年健全育成(24)
6. 地域文化(26)
7. 人権尊重社会(27)
8. 文化財(29)

第1章 計画策定にあたり

1 計画策定の趣旨

平成18年12月に教育基本法が改正され、国では教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な計画を策定することが義務づけられました。また、地方公共団体は、その計画を参考に、その地域の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定が努力義務とされています。

本市においては、こうした制度改革の流れを踏まえ、平成26年3月及び平成30年3月に「藤岡市教育振興基本計画」を策定し、この計画の基本理念に基づき、教育振興に取り組んできました。現行の計画の期間は令和4年度で終了することから、今回新たな「藤岡市教育振興基本計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置づけます。また、本市の総合的な行政運営計画である「第5次藤岡市総合計画」の個別計画とするとともに、補完・充実させるものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度を初年度とし、令和9年度までの5年間とします。

4 計画の推進

本計画を効果的に推進するために、毎年度、事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、学識経験者から意見を求めます。事業の評価や社会情勢などを踏まえ、年度ごとに方向性を判断し、事業の見直しや新たな事業の取り組みに反映させます。

※ 「第3章 施策の展開」の各施策において掲げている目標指標は、平成28年度を基準とした「第5次藤岡市総合計画」の目標指標と共通のものです。

令和元年度末からの新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和4年度の間目標に対して実績値が伸びていない項目もありますが、その実績を踏まえて、計画期間である令和9年度までの施策を再検討し、必要に応じて目標指標を修正しています。

第2章 藤岡市の教育をめぐる現状と課題

1. 人口・世帯・児童数等の状況

本市の人口は、平成7年以降年々減少傾向にあり、令和2年までの25年間で7,267人の減少となっています。

また、世帯数は昭和60年以降一貫して増加を続けており、令和2年には25,362世帯となっていますが、核家族化や世帯の多様化の進行により1世帯あたりの人員は減少しています。

年齢階層別人口の推移をみると、年少人口（14歳以下）は平成7年の11,874人（16.8%）から令和2年には6,837人（10.2%）へと、生産年齢人口（15～64歳）は平成7年の47,877人（67.9%）から令和2年の35,533人（56.5%）へと人数、構成比ともに減少しています。

一方、老年人口（65歳以上）は平成7年の10,776人（15.3%）から令和2年の20,486人（32.6%）へと人数、構成比ともに大幅に増加しています。

令和2年の高齢化率は全国平均（28.8%）を上回り、少子高齢化は今後ますます進行していくことが見込まれます。

児童生徒・園児数の推移では、児童数（小学校）は平成7年の4,315人から令和2年には3,010人へ、生徒数（中学校）は平成7年の2,432人から令和2年は1,683人へと減少しました。園児数（幼稚園）は、平成27年4月本格施行の子ども・子育て支援新制度により認定こども園へ移行した幼稚園があることから、幼稚園児数のほか令和2年からは幼保連携型認定こども園児数を参考として新たに表に加えました。これにより、幼稚園児数は平成7年は608人、令和2年は17人、幼保連携型認定こども園児数は平成27年は229人、令和2年は772人となります。

●人口・世帯数の推移

（単位：人、世帯）

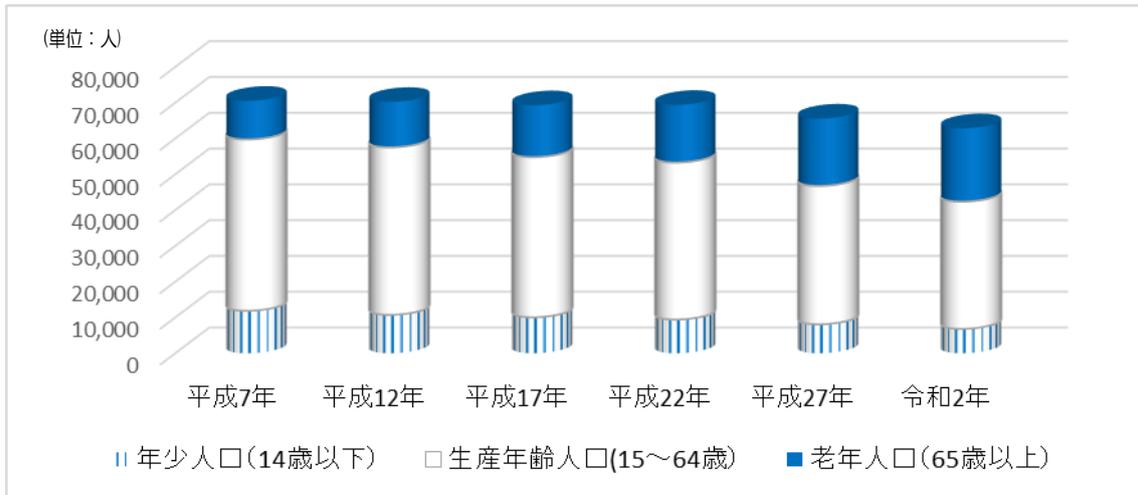
		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	人数	70,528	70,204	69,288	67,975	65,708	63,261
	構成比						
年少人口 (14歳以下)	人数	11,874	10,751	10,063	9,196	8,110	6,837
	構成比	16.8%	15.3%	14.5%	13.5%	12.3%	10.2%
生産年齢人口 (15～64歳)	人数	47,877	46,767	44,748	42,357	38,660	35,533
	構成比	67.9%	66.6%	64.6%	62.3%	58.8%	56.5%
老年人口 (65歳以上)	人数	10,776	12,684	14,476	16,259	18,807	20,486
	構成比	15.3%	18.1%	20.9%	23.9%	28.6%	32.6%
世帯数		21,974	22,891	23,590	24,298	24,569	25,362
一世帯あたり人員		3.21	3.07	2.94	2.80	2.67	2.49

注1：平成17年以前の人口は、合併前の藤岡市と鬼石町の人口を合算したものである。

注2：総人口には年齢不詳を含む。

資料：国勢調査

●人口の推移

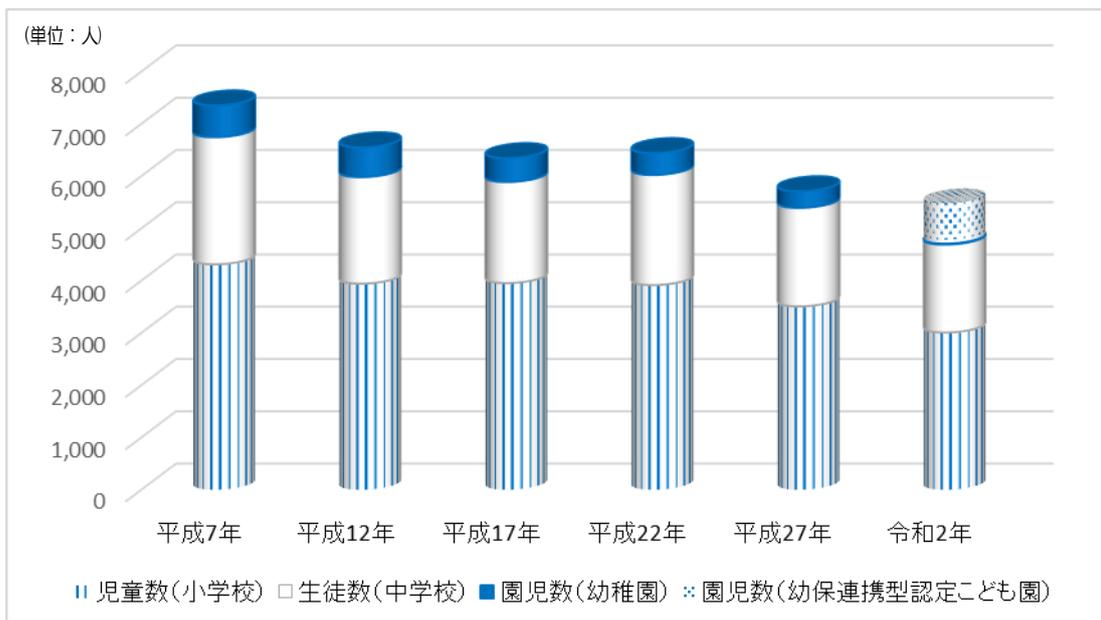


●児童生徒・園児数の推移

(単位：人)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
児童数(小学校)	4,315	3,945	3,956	3,918	3,510	3,010
生徒数(中学校)	2,432	2,038	1,934	2,107	1,885	1,683
園児数(幼稚園)	608	569	456	418	318	17
園児数 ※参考 (幼保連携型認定こども園)	—	—	—	—	229	772

※ 園児数(幼保連携型認定こども園)は子ども・子育て支援新制度により移行した幼稚園及び保育園の3歳児以上の園児数(資料 学校基本調査)



2. 幼児教育・学校教育：現状と課題

幼児教育は、豊かな時間の中で人や自然と関わることを通して、人間形成の基礎を培えるようにすることが必要です。

本市には、認定こども園、私立幼稚園、公立保育園、私立保育園の計25園があり、就学前のほとんどの幼児が集団による幼児教育や保育を受けています。少子化の進展、共働き家庭の増加とともに、子育て支援に対し保護者からの要望が増える中で、様々なニーズへの対応や環境づくりが求められています。

本市の学校には小学校11校、中学校5校に約4,200人の児童生徒が在籍しています。今後さらに、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展やDX推進、絶え間ない技術革新等、児童生徒を取り巻く環境の変化により、社会や職業の在り方が変化すると考えられます。そうした時代を乗り越え、伝統や文化を大切に、高い志や意欲をもつ自立した人間として、他者と協働しながら、未来を切り開いていこうとするたくましい人づくりが求められています。

学校は家庭や地域との連携を図り、時代の要請を的確に受け止めた教育活動を進めていくことが必要です。

学校を核とした地域づくりの推進、ICT活用による個別最適な学び、協働的な学びの一体的推進、社会的・職業的自立に向けた意図的、継続的なキャリア教育の充実、道徳教育や特別支援教育の充実、情報化・国際化への対応などが課題です。

また、いじめや不登校の未然防止・対応に力を注ぎ、健全な心を育てる教育の在り方の工夫改善に努めることが重要です。

3. 教育環境：現状と課題

平成19年度から、校舎・体育館の耐震化に併せ、老朽化施設の改修事業により、耐震化が必要なすべての校舎・体育館の建て替えや補強工事及び施設改修工事を実施してきました。また、平成30年度及び令和元年度において、安全で快適な学校環境の維持として空調設備を整備し、令和元年度から老朽化対策及び防災機能強化の観点から避難所としても利用する体育館の改修工事を進めています。引き続き、学校施設の老朽化対策が課題となりますが、安全で特色ある学校づくりに対応した教育環境の整備を進めていきます。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達にとって大きな教育的意義を有しています。安全で安心な給食の提供に当たっては、衛生管理に万全を期することが必要です。また、食物アレルギーへの対応や地元食材の活用などが課題です。

景気について先行きの不透明感を拭えない状況にある中、経済支援である奨学金事業は一定数の需要があると見込まれ、今後もその普及に努めます。また、一方で返済金の回収率の悪化が予測され、より返済しやすい環境を整備する必要があります。

4. 生涯学習：現状と課題

総合学習センターを中心に活発な学習活動が実施されています。今後は市民ニーズを把握し、各機関と連携して生涯学習を始める機会を創出することが必要です。新たな参加者増加のためには、学習活動を指導する講師の人材確保が課題です。また、既存の団体・サークルに対しての育成及び支援体制の整備も必要です。自主サークルが取り組む学習活動が地域活性化につながるように、きめ細かな支援が必要です。

総合学習センターは、教育委員会事務局がある教育庁舎、市民学習活動や市民活動のための南棟・北棟・エントランス棟の文化施設及び体育館・武道館の体育施設で構成されています。これにより、市民の多様化する学習ニーズへの対応や市民活動の充実を図ることができるようになりましたが、今後もより一層の活用が求められます。

公民館については、令和2年度から4年度までの間に大規模改修工事を実施しました。令和5年4月から、公民館は地域づくりセンターに名称を変え、所管を市長部局へ移管し、公民館活動だけでなく地域づくり活動も実施します。今後も公民館活動は継続していくため、市民ニーズに応じた各種教室・講座を実施し、更なる活性化を図る必要があります。

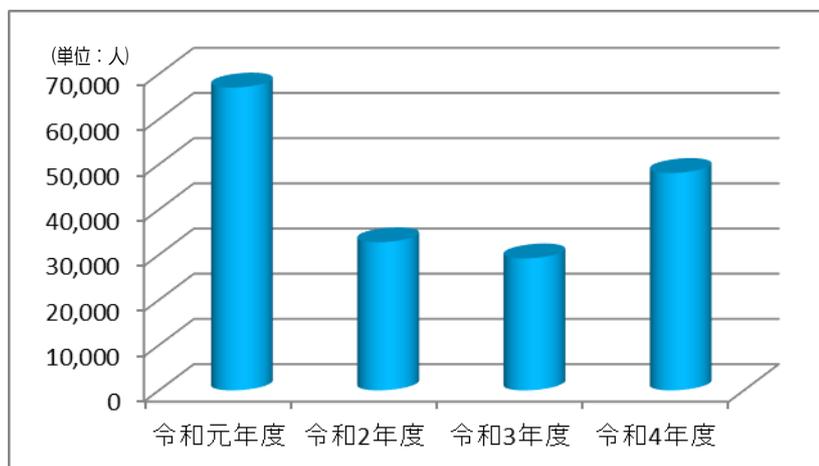
市立図書館は、多様化するニーズに対応した幅広い資料の収集、保存、提供に努めています。また、子どもの読書活動に関わる環境の整備・充実を図るとともに、講演会その他事業を実施することにより、幅広い世代に学習の場を提供しています。

図書館は、令和7年度には、(仮称)旧公立藤岡総合病院跡地複合施設への移転が予定されています。新図書館の整備により、現在の図書館の機能を継承し市民の生涯にわたる読書・学習活動を支援するだけでなく、多くの市民が気軽に立ち寄り、充実した時間を過ごすことのできるサードプレイス(第三の場)としての場を提供します。

●総合学習センターの利用状況

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	66,999	32,786	29,192	48,090



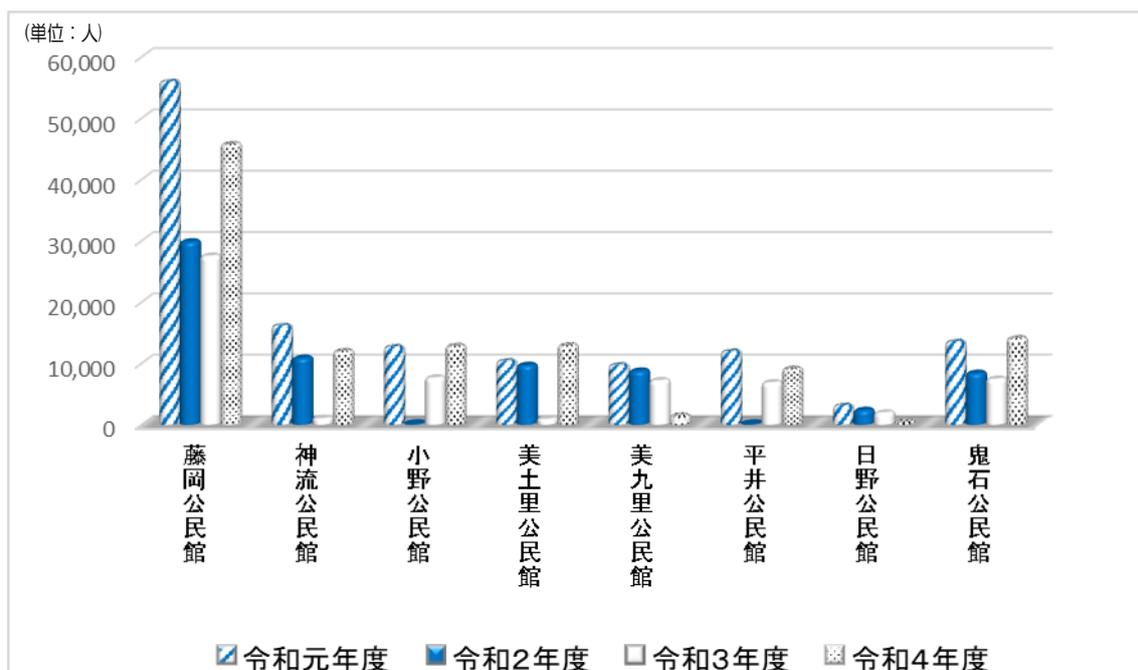
●公民館の利用状況 ※ 1

(単位：人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
藤岡公民館	利用者数	55,888	29,854	27,515	45,723
神流公民館	利用者数	16,081	10,874	(※2) 1,031	11,974
小野公民館	利用者数	12,627	(※2) 190	7,641	12,803
美土里公民館	利用者数	10,311	9,706	(※2) 937	12,895
美九里公民館	利用者数	9,666	8,769	7,204	(※2) 1,467
平井公民館	利用者数	11,887	(※2) 199	6,861	9,076
日野公民館	利用者数	3,054	2,365	1,940	(※2) 410
鬼石公民館	利用者数	13,479	8,416	7,435	14,078

※1：公民館は、令和5年4月1日から「地域づくりセンター」へ移行し、施設の所管が市長部局へ移管されました。

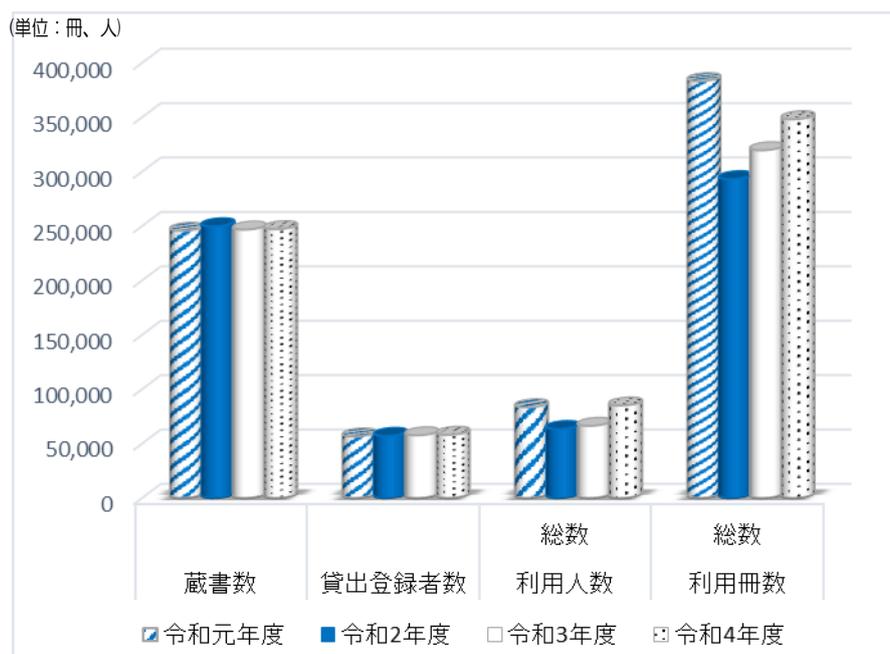
※2：各年度6月から3月まで休館とし、大規模改修工事を実施しました。



●図書館の利用状況

(単位：冊、人)

	蔵書数	登録者数	利用人数		利用冊数	
			総数	1日平均	総数	1日平均
令和元年度	245,578	56,535	83,311	300	383,164	1,378
令和2年度	249,651	56,983	63,332	240	293,046	1,110
令和3年度	246,698	57,543	66,238	221	319,588	1,065
令和4年度	247,057	58,029	84,992	283	348,146	1,160



※ 新型コロナウイルス感染症対策のため、令和元年度は23日、令和2年度は36日、臨時休館しました。また、令和2年度は159日、令和3年度は111日、開館時間を短縮しました。

5. スポーツ：現状と課題

市民のスポーツへの関心が高まる中、生涯スポーツへの関心も高まり、心身両面にわたる健康づくりや仲間づくりを目的とした生涯スポーツが盛んになると考えられます。特に中高齢者が健康の保持・増進のためスポーツに関心が高いことを踏まえ、スポーツ教室を契機にサークルづくりを行い、長きにわたりスポーツができるようにすることが課題です。

市内では多くのスポーツクラブが活動していることから、スポーツ協会やスポーツ少年団等の各種団体と連携を図り、各種スポーツ大会を実施することによる選手の強化・競技力の向上が課題です。

地域において、子どもから高齢者までが集い、様々なスポーツを取り入れ、「人づくり・まちづくり」が行える総合型地域スポーツクラブの支援をしていくことが必要です。

令和11(2029)年には、群馬県で2巡目の国民体育大会の開催が予定されていることから、スポーツ活動が積極的に行えるよう施設の整備に努める必要があります。

6. 青少年健全育成：現状と課題

近年、青少年が関与した社会を脅かす事件が多発しており、憂慮すべき状況にあります。精神的な弱さや、自己中心的な思考を持つ若者、定職に就かない若者の増加などが社会問題となっており、家庭、学校、地域の連携強化が課題です。

青少年は、急速な情報化、国際化など常に時代の変化に敏感に反応し、対応しながら学業や勤労に取り組んでいます。また、スマートフォン等の情報機器、W i - F i 環境やインターネット環境の整備に伴い、いつでもだれでもインターネットに接続し、様々な情報が得られるようになりました。一方で、情報モラルの欠如により、権利侵害や犯罪の被害者又は加害者となることが、新たな社会問題となっています。健全な青少年の育成を図る上でも、情報化社会におけるネット犯罪から身を守ることや、トラブルの防止が課題です。

青少年を取り巻く社会環境は、情報化社会、加速する少子高齢化等の社会構造の変化に伴い、行動様式、価値観の多様化など大きく変化が見られます。地域活動への参加や地域における異年齢集団での活動が減少したことにより、社会を構成する一員としての意識の未成熟さが懸念されます。このことから、青少年の地域活動への積極的な参加の推進が課題です。

大人の責任として、青少年を取り巻く環境の浄化や家庭における教育機能の充実に努めるとともに、青少年団体の育成強化を図ることが課題です。

7. 地域文化：現状と課題

市民ホールは、ステージ、800席の客席（可動式客席320席、可動椅子480席）と音響設備等を有する施設で、ホール機能としての発表会だけでなく、平らな広いフロアによるギャラリーとしての活動発表や作品展示にも利用しており、市民の文化芸術活動に使用されています。なお、令和7年度に予定されている（仮称）旧公立藤岡総合病院跡地複合施設の開館に伴い、閉館することが決定しています。

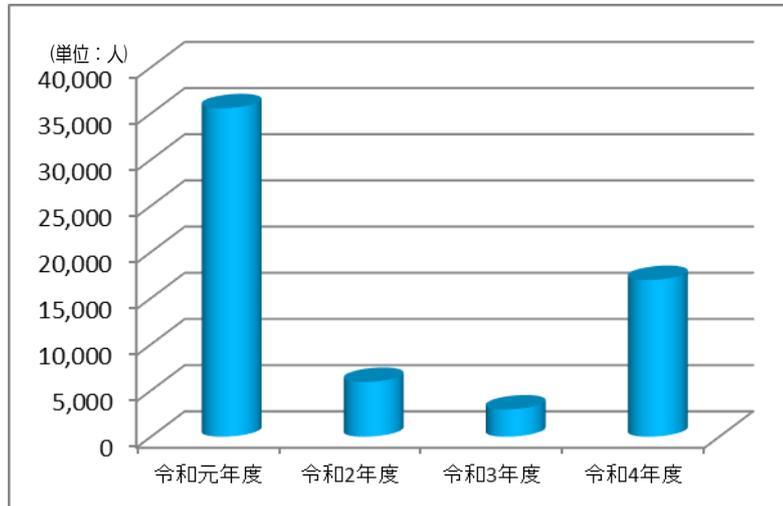
鬼石多目的ホールは、地域づくりセンターへ移行した公民館とともに地域づくりの活動拠点として、令和5年4月より所管を教育委員会から市長部局へ移管しました。

●市民ホールの利用状況

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	35,571	5,932	* 2,956	16,972

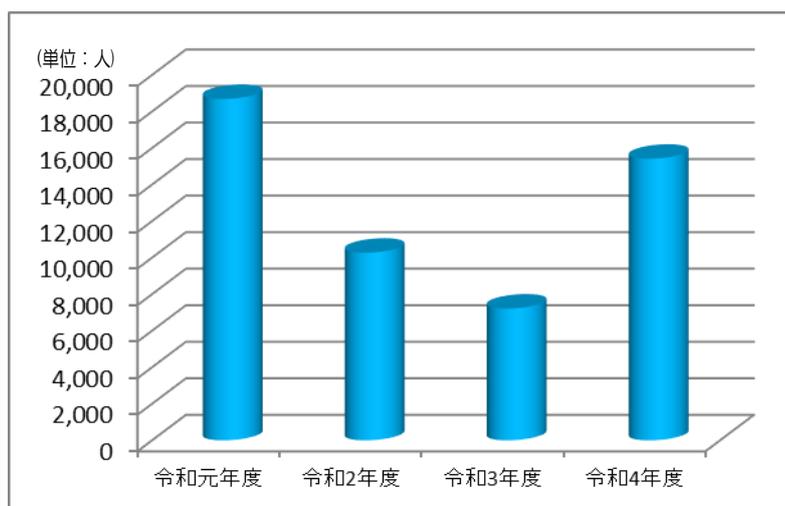
※令和3年4月から10月まで新型コロナウイルス感染症集団予防接種会場として利用しました。



●鬼石多目的ホールの利用状況 ※1

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	18,691	10,273	7,216	15,416



※1：鬼石多目的ホールは、令和5年4月1日から市長部局へ移管しました。

8. 人権尊重社会：現状と課題

人権が尊重され、だれもが自分らしく生き生きと暮らせる社会を実現するためには、市民一人一人が日常生活における様々な問題を人権の視点から見つめ、お互いを尊重し合うよう、心がけることが大切です。

本市では、基本的人権が尊重され、不当な差別や偏見のない明るい地域社会づくりを目指して、同和問題をはじめとする様々な人権課題の解消に取り組むとともに、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、平成11年に「藤岡市人権尊重都市宣言」を制定し、あらゆる機会を通じて様々な人権教育・啓発の推進に努めてきました。しかし、今日では、女性や子ども、高齢者、障害のある人などに対する虐待が年々深刻化しているとともに、これまでに取り組んできた人権問題に加え、学校や職場内でのいじめやインターネットの匿名性を悪用したプライバシーの侵害など、社会情勢の変化に伴う新たな課題が生じてきています。

今後とも人権教育・啓発を一層進め、差別や偏見の解消を目指すとともに、人権意識の高揚とすべての市民の人権が尊重される社会づくりを進めていく必要があります。

また、現在、集会所では主な事業として各種教室が実施されていますが、参加者の固定化・高齢化が進んでおり、今後は地域交流の拠点となるべき施設運営について検討することが必要です。

9. 文化財：現状と課題

市内に残る数多くの指定文化財については、管理の充実や保存整備を図り、貴重な財産として後世に継承していかねばなりません。そのため、群馬県文化財保存活用大綱に基づき、令和5年度から藤岡市文化財保存活用地域計画策定に向けて、未指定を含めた文化財資源の保存活用について検討を進めます。一方、世界文化遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産「高山社跡」についても、保存整備と周辺地域を含めた景観の保全を進める必要があります。また、その事績や絹文化を後世に伝える観点から、市内に点在する絹関連文化財の保護と活用が課題となっています。

毛野国白石丘陵公園については史跡部分の整備を進め、藤岡歴史館との一体的な歴史教育の場として活用することが課題です。

藤岡歴史館（埋蔵文化財収蔵庫）は、常設展示や藤岡地域の歴史に関連した企画展の実施、講演会の開催等により、藤岡の歴史や文化を理解する上での情報発信施設となっています。また埋蔵文化財発掘調査で出土した遺物の収蔵庫でもありますが、多くの遺跡の発掘調査が行われる中、出土遺物の収容量にも限界があり、新たな収蔵施設の確保が課題となっています。その他に市内の民俗資料の収蔵・保存をしていますが、その活用も充分とはいえません。公開・活用の機会を広げるとともに、今後も増加が見込まれる民俗資料の収蔵場所の確保も課題となっています。

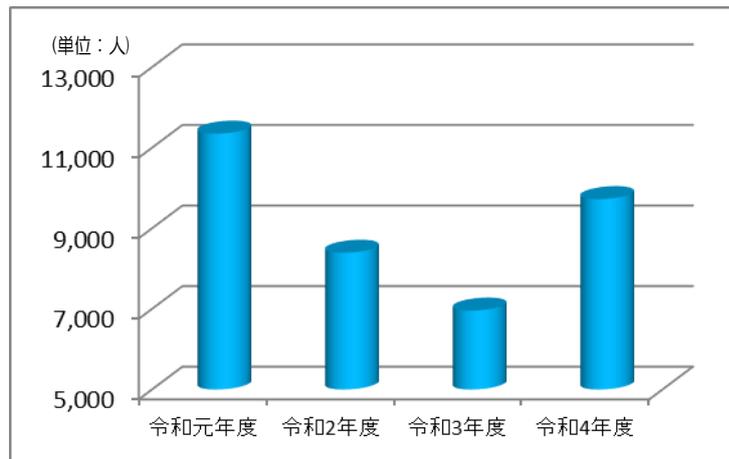
国指定名勝及び天然記念物「三波川（サクラ）」は樹勢に衰えが見られることから、樹勢回復が課題となっています。

市指定天然記念物ヤリタナゴは土地改良事業等による河川環境の変化に伴い、その数を減らしており、マツカサガイ、ホトケドジョウとともに、保護と生息環境の保全が課題となっています。

地域に残る無形民俗文化財は後継者不足などにより失われつつあり、市指定重要民俗文化財等は、記録保存や次代に引き継いでいくための後継者育成が課題となっています。

●藤岡歴史館入館者数の推移

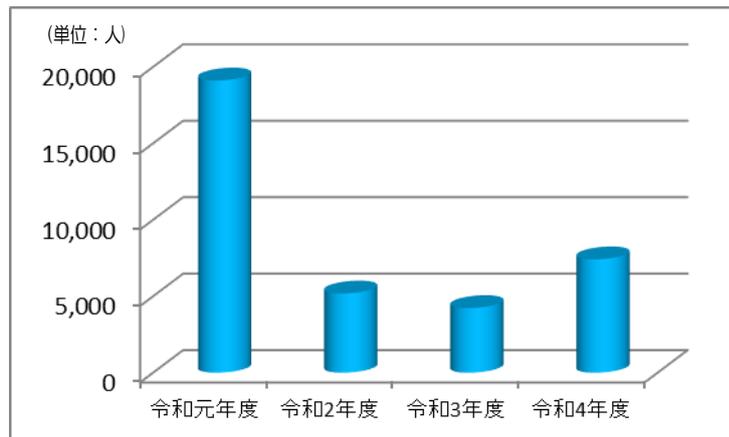
年度	藤岡歴史館 入館者数
令和元年度	11,352
令和2年度	8,395
令和3年度	6,960
令和4年度	9,727



※ 新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年度は4月から5月までの間に49日、令和3年度は5月から9月までの間に64日、それぞれ臨時休館しました。

●高山社跡入場者数の推移

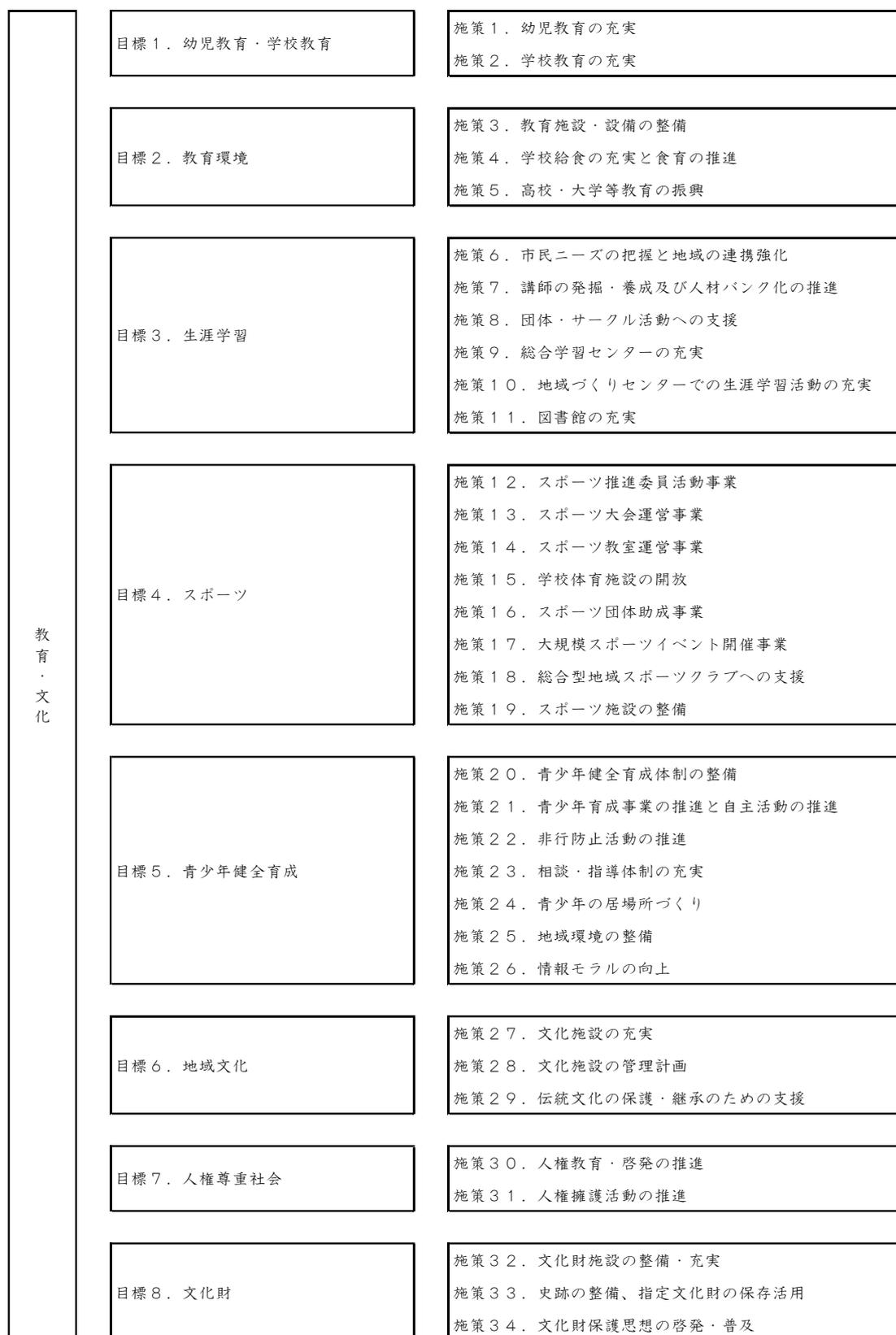
年度	高山社跡 入場者数
令和元年度	19,112
令和2年度	5,184
令和3年度	4,230
令和4年度	7,416



※ 新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年度は4月から5月までの間に48日、令和3年度は5月から9月までの間に101日、それぞれ臨時休館しました。

● 高山社情報館は、平成31年4月1日より施設の所管が市長部局へ移管となりました。

施策体系図



第3章 施策の展開

目標1. 幼児教育・学校教育

目標と方針

小学校就学前の幼児が人格形成の基礎を培えるように、家庭、認定こども園・幼稚園・保育園、学校、地域社会の連携をより密接にし、幼児教育の充実を図ります。

小・中学生に、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育てることにより生きる力を育み、たくましい人間として成長できるよう、地域とともにある学校づくりを推進し、小中9年間の学びのつながりを踏まえた教育内容の充実に努めます。

■目指す児童生徒像

笑顔、やる気、希望に満ちた子どもたち

■学校教育における手立てのポイント

つながり・・・連携と協働

施策1. 幼児教育の充実

(1) 教育環境の充実

小学校就学までを見通し、幼児一人一人の発達段階に応じた子育て支援ができるよう、教育環境の充実に努めます。

(2) 教職員等の資質の向上

地域内の認定こども園・幼稚園・保育園・小学校でお互いの保育や授業を見学し合うなど研修の機会を多くし、子どもの成長を理解するとともに、活動場面で適切な対応ができるよう、教職員等の資質の向上に努めます。

(3) 心の教育の充実

幼児が人や自然と出会い関わる中で、豊かな感性を育てられるよう、幼児期の心の成長にふさわしい機会の確保に努めます。

(4) 健康で安全な教育環境の確保

幼児が健康で安全な生活を送れるよう、家庭、認定こども園・幼稚園・保育園、学校、地域社会の連携のもと、環境の確保に努めます。

(5) 就学機会の充実

保護者の負担軽減を図るとともに、認定こども園・幼稚園・保育園に対する助成により、就園機会の充実に努めます。

(6) 家庭教育の充実

子育てについて保護者の不安などが解消できるよう、総合的な情報提供を含めた相談事業を充実し、保護者同士の交流や親子のふれあいが深まるように働きかけ、適切な家庭教育を支援します。

施策 2. 学校教育の充実

(1) コミュニティ・スクールの推進を基盤とした小中一貫教育の一層の充実

コミュニティ・スクールの推進により、学校が、教育目標や目指す子ども像を保護者や地域住民と共有し、地域と一体となって子どもたちを育む学校づくりを進めます。子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める対話的な学びの充実を図ることにより「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を育成します。

そして、コミュニティ・スクールの推進を基盤とした小中一貫教育の推進を通して、小学校と中学校を義務教育9年間の連続したものとしてとらえ、中学校区ごとに目指す子ども像を定めて、児童生徒の発達段階を考慮したカリキュラムを編成し、教職員が相互に交流しながら授業を核としたつながりのある教育活動を行います。また、マイタウンティーチャーを各中学校区に配置し、小中学校間、小学校間の乗り入れ授業を行うなど、授業の改善、充実に努めます。このことにより、学びの連続性と生徒指導の継続を図り、学力の向上と自ら学び自ら考える力の育成に努めます。

(2) 豊かな心づくりの充実

道徳教育・人権教育の充実により豊かな心や思いやりの心を育むとともに、スクールカウンセラーや関係機関との連携を密にし、いじめや不登校などの問題の未然防止、早期対応に努めます。また、家庭や地域と一体となっていじめをなくすための基盤づくりを進めます。

(3) 特別支援教育の充実

県立特別支援学校や関係機関との連携のもと、特別支援教育の充実に努めるとともに、児童生徒一人一人の自立、社会参加に向けた適切な教育的支援に努めます。また、特別支援教育支援員や特別支援学級助手等の適正な人的配置により、児童生徒及び保護者のニーズに応じた適切な支援を進めます。

(4) 特色のある教育活動の推進

- ① 高山社学、ふるさと藤岡郷土研究、藤岡算学塾・そろばん等の活動や地域の教育資源を活用した教育活動の充実を図り、本市の良さを実感させ、郷土を愛する心を育みます。
- ② 学校図書館巡回司書の効果的な配置により、学校図書館の学習・情報センター、読書センターとしての機能を充実させ、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を計画的に進めます。また、毎月第4土曜日を「家読の日」として、家庭でもメディアから離れて、読書をする環境をつくることを呼びかけ、家庭と学校が連携して、子どもたちが読書に親しむ習慣を身に付けさせます。
- ③ 小学校低学年からALTの活用による生の英語に触れる機会を設定し、小学校から中学校へと発達段階に応じた英語教育を展開します。また、小学生高学年を対象としたサマー・イングリッシュ・チャレンジを夏休みに実施し、コミュニケーションを中心としたオール・イングリッシュの活動を通して、英語を学ぶ意欲を一層高め、これからの国際社会で活躍しようとする態度を育てます。

- ④ 9年間を通して、児童生徒の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育むキャリア教育の充実を図ります。また、中学2年生を対象とした連続5日間の職場体験学習チャレンジウィークを実施し、自分の将来についての夢と希望を持ち、働くことや社会に貢献することの意義を見だし、生涯にわたって学び続ける意欲や社会人・職業人としての基礎的な資質・能力を育てます。

■学校経営の重点

1 学校経営の改善・充実

- (1) 連携型小中一貫校の目指す子ども像を明確に示し、それに即して、子どもたちに必要な学力、体力、道徳性をしっかりと養う9年間を通した教育活動を展開します。
- (2) 連携型小中一貫校としての教育課題を明確にし、経営方針や努力点を重点化して、「生きる力」（「確かな学力」「豊かな心」「健康な体」）がバランスよく育まれるような教育課程の編成・実施に努めます。
- (3) 連携型小中一貫校の情報を積極的に発信（広報や学校Webページ等を活用）するとともに、児童生徒や保護者の願い、地域住民の期待を十分受け止め、コミュニティ・スクールの推進に努めます。また、地域の特色を生かし、連携型小中一貫校の教職員をはじめ、保護者や地域の人々との連携・協働により、望ましい教育環境づくりに努めます。
- (4) 藤岡市の伝統と文化を尊重するとともに、地域の発展に尽くした先人の働きを理解することを通して、郷土に対する誇りと愛情を育てるようにします。

2 学力の向上

- (1) 9年間の学びのつながりという時間的な縦のつながりと、地域との連携という空間的な横のつながりを大切にし、授業の中心場面で思考のヒントとなるつなぎ教材を活用するなど、授業を中心とする教育活動の一層の充実を図り、学力向上を目指します。
- (2) 基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得と、思考力・判断力・表現力、人間性や学びに向かう力、ICT活用による個別最適な学びと協働的な学びの一体的推進等により、新しい時代に必要となる資質・能力を身に付けさせます。
- (3) 問題発見・解決に向けた深い学び、自らの考えを広げ深める対話的な学び、自ら学習活動を振り返って次につなげる主体的な学びを充実させます。

3 やる気の生徒指導

- (1) 授業をはじめ、すべての教育活動を通して、児童生徒一人一人の良さを認め、ほめ、伸ばす指導の徹底を図ります。

- (2) ネームプレートの活用等、生徒指導の3つの機能（自己決定、自己存在感、共感的人間関係）を生かし、意欲を引き出して継続させることに焦点を当てた指導を推進します。
- (3) 学習ルール・基本的な生活習慣などの規範意識を育む生活指導を、全ての教育活動の基盤と捉え、問題行動を含む個別に配慮が必要な児童生徒に対する組織的・計画的な支援を強化します。

4 いじめ対策を重点においた人権教育の推進

- (1) 生命尊重、基本的人権の尊重を根幹においた教育を推進します。
- (2) 児童生徒理解に努め、道徳教育やわかる授業の実践、居心地のよい学級づくりや豊かな体験活動などを通して、自尊感情の育成とよりよい人間関係づくりに努めます。また、子ども自身にいじめについてじっくり考える機会をつくり、いじめ防止に向けた子ども主体の活動を通して、いじめをしない・させない・許さない心を育みます。
- (3) 教職員の人権感覚の高揚を図るとともに、日常観察やアンケートなどを通して児童生徒のいじめの早期発見に努めます。認知した場合は、「いじめは絶対許さない」という共通認識の下、全校体制で早期の解決を図ります。
- (4) 学校に「管理職の役割と責任の明確化」「いじめ防止担当教員の位置づけ」「いじめ問題解決に向けた子ども会議及びいじめ問題解決に向けた教育懇談会の内容の全教職員での情報の共有化」の3つの取組を推進し、いじめ防止担当教員への研修を通して、学校の組織的な対応力の向上を図ります。

5 特別支援教育の充実

- (1) 特別支援教育コーディネーターが中心となり、家庭や医療・福祉等の関係機関と連携し、特別に支援を必要とする子どもたちのために、児童生徒一人一人の自立・社会参加に向けた指導・支援を行います。
- (2) 個々の児童生徒の障がいの状態等に応じた「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し、計画的・組織的な指導・支援を行います。
- (3) 特別支援学級と他の学級等との交流及び共同学習を推進します。また、通級指導教室・県立特別支援学校等の機能を活用し、適切な支援を行うとともに保護者に対して発達相談を実施します。

6 健康・安全教育の推進

- (1) 児童生徒一人一人が健康・安全に関する正しい知識を身に付け、適切な行動がとれるよう、具体的な対処の仕方を教えたり、体験的な学習を効果的に行ったりします。

- (2) 家庭や地域社会と協力し、交通事故防止、不審者対応に取り組むとともに、危険を回避する能力を養います。
- (3) 防災マニュアルを見直し、関係機関と連携して防災教育を推進するとともに、災害発生時には、家庭・地域と連携して、児童生徒の安全な登下校の確保に努めます。

7 読書活動、スポーツ・芸術活動

- (1) 学校図書館の学習・情報センター、読書センターとしての機能を充実させ、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を計画的に推進します。また、家庭と連携した毎月第4土曜日「家読の日」の実施により、読書への関心を高めます。
- (2) スポーツや芸術活動を通して心身の健康増進を図ります。
- (3) 生涯学習を見据え、スポーツ・芸術、読書に親しみ続けていく態度を育成します。

目標 2. 教育環境

目標と方針

児童生徒が生き生きと学習ができる安全で快適な教育環境を確保するため、学校施設・設備の計画的な整備を進めます。

安全で安心なおいしい学校給食を提供するとともに、食育の推進に努めます。

奨学金制度の普及などに努め、高校・大学等教育の振興を図ります。

施策 3. 教育施設・設備の整備

(1) 安全で快適な教育施設・設備の整備

学校施設・設備の計画的な整備を行い、安全で快適な学校づくりを進めます。

(2) 日常点検の実施

施設・設備の日常点検を実施し、安全で安心な学校施設の維持に努めます。

施策 4. 学校給食の充実と食育の推進

(1) 安全で安心なおいしい給食の提供

安全で良質な食材の選定や衛生管理の徹底により、安全で安心な給食の提供に努めるとともに、食物アレルギーへの対応や献立の充実を図ります。

(2) 食育の推進

児童生徒が食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できるよう、食育の推進に努めます。

施策 5. 高校・大学等教育の振興

進学意欲と能力を有するにもかかわらず、経済的な理由により修学困難な方に対し、奨学資金の給付・貸与を行います。また、貸付金返済方法の利便性の向上を図ります。

地域高校生の就学の機会の増大や人材の育成、地域文化向上のため、教育の場の充実に努めます。

目標指標

指標の名称	説明	単位	平成 28 年度 (基準)	令和 4 年度	令和 9 年度
				(上段: 中間目標) (下段: 実績)	(上段: 当初目標) (下段: 修正目標)
施設・設備による 事故件数	施設・設備の破損に起 因した人身事故	件	1	0	0
				0	0
学校給食の喫食率	給食の提供量に対して 児童生徒が食べた割合	%	91.0	91.5	92.0
				93.9※	93.9

※ 「学校給食の喫食率」については、令和2年度から令和4年度まで、新型コロナウイルス感染症の影響により残量（食べ残し）測定を中止していたため、令和4年度の実績は令和元年度の実績値を計上しています。令和5年度2学期からの測定再開を予定しています。

目標 3. 生涯学習

目標と方針

市民が生涯にわたって学習し、充実した生きがいのある生活を送れるように、学習ニーズを把握し、魅力ある生涯学習の場の提供に努めます。

市民が充実した学習活動ができるよう、総合学習センター、図書館等の整備・充実を図り、利用者の満足度の向上を目指します。

施策 6. 市民ニーズの把握と地域の連携強化

学習活動による幸福感を求めるニーズを把握するとともに、各教育関係団体、企業、大学などとの連携強化を図ります。

施策 7. 講師の発掘・養成及び人材バンク化の推進

生涯学習活動を指導する講師の人材確保に努め、市民のニーズに応えられる教室運営を実施できるよう、人材のデータバンク化を進めます。また、個人や団体、サークルの要求に対応できる体制をつくります。

施策 8. 団体・サークル活動への支援

市民団体やサークルの取り組む学習活動が新たな生涯学習に取り組む人たちの橋渡しとなり、更なる学習意欲の向上につながることによって、地域活性化が図られるよう支援します。

施策 9. 総合学習センターの充実

一人でも多くの市民が健康で生きがいのある生活を送れるように、親しまれる施設づくりに努めます。また、総合学習センターを活用した市民活動及び生涯学習イベントの充実を図ります。

施策 10. 地域づくりセンターでの生涯学習活動の充実

生涯学習の場として利用する地域づくりセンターにおいて、各種教室・講座を開設して、学習意欲の向上を目指します。

施策 1.1. 図書館の充実

図書・視聴覚資料などの、より一層の充実を図り、幅広い世代に親しまれる図書館を目指します。また、図書だけでなく様々な資料や情報を提供していくことで、地域の情報拠点としての役割を果たします。

また、令和7年度に予定されている（仮称）旧公立藤岡総合病院跡地複合施設への移転により、文化・交流機能や健康増進、子育て支援サービスとの複合化により、それぞれの機能等の枠組みを超えて、機能間の連携による相乗効果を生み出し、より充実した市民サービスを提供します。

目標指標

指標の名称	説明	単位	平成28年度 (基準)	令和4年度 (上段：中間目標) (下段：実績)	令和9年度 (上段：当初目標) (下段：修正目標)
総合学習センター利用者数	総合学習センターの利用者数	人	76,789	75,000	72,700
				48,090	72,700
資料貸出数	図書、視聴覚資料 (団体貸出を含む)	点	427,012	380,000	343,000
				348,940	528,490

目標４．スポーツ

目標と方針

市民のスポーツへの関心が高まる中、スポーツ活動を促進し、技術の向上、健康の維持・増進を図るとともに、スポーツを通じて人と人との交流が図られ、生き生きとした生活が送れるよう環境を整えます。

施策１２．スポーツ推進委員活動事業

出前講座及び軽スポーツ教室等を開催し、スポーツ推進委員の協力の下、スポーツに親しむ機会を設けます。

施策１３．スポーツ大会運営事業

スポーツ協会専門部を主管としてスポーツ大会を実施します。

施策１４．スポーツ教室運営事業

初心者や経験者を対象としたスポーツ教室を開催することにより各種スポーツの底辺拡大を図ります。

施策１５．学校体育施設の開放

社会体育の振興を図るため、学校教育上支障のない範囲で市民へ学校体育施設を開放し、交流の場及び健康増進の場を提供します。

施策１６．スポーツ団体助成事業

県大会等で関東・全国大会への出場資格を得た場合に多大な経費が必要となるため、その一部を個人及び団体へ助成します。

施策１７．大規模スポーツイベント開催事業

大規模スポーツイベントを開催し、本市の全国的な知名度の向上及び地域経済の活性化を図ります。

施策18. 総合型地域スポーツクラブへの支援

現在活動する総合型地域スポーツクラブの運営が円滑に行えるよう、活動の支援に努めます。

施策19. スポーツ施設の整備

関係部署と連携し、既存のスポーツ施設の維持・管理を図り、スポーツ環境の整備に努めます。

目標指標

指標の名称	説明	単位	平成28年度 (基準)	令和4年度 (上段：中間目標) (下段：実績)		令和9年度 (上段：当初目標) (下段：修正目標)	
出前講座等参加者数	出前講座等への参加数	人	2,189	2,000	2,000	2,000	2,000
				1,489		2,500	
スポーツ大会参加者数	スポーツ大会への参加数	人	11,788	14,000	14,000	14,000	14,000
				7,797		9,500	
スポーツ教室参加者数	スポーツ教室への参加数	人	4,558	5,000	5,000	5,000	5,000
				3,561		5,000	
学校体育施設利用者数	学校体育施設の利用者数	人	176,349	170,000	170,000	170,000	170,000
				134,555		170,000	
大規模スポーツイベント参加者数	大規模スポーツイベントへの参加数	人	1,651	3,500	3,500	3,500	3,500
				1,280		1,800	

目標 5. 青少年健全育成

目標と方針

次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、社会の一員として自立するため、青少年健全育成の重要性に対する市民意識の向上を目指し、学校、関係団体、企業などと連携して、地域全体で青少年健全育成の体制づくりを進めます。

施策 20. 青少年健全育成体制の整備

青少年の健全育成の重要性に関する市民の意識を高めるとともに、関係団体の活動を助成します。また、学校、関係団体、企業と連携し、地域全体で青少年を健全育成する体制づくりを進めます。

施策 21. 青少年育成事業の推進と自主活動の推進

地域づくりセンターなどにおける体験事業、親子参加事業などの各種事業の推進と充実に努め、青少年のリーダーの育成を図るとともに、青少年のボランティア活動などへの参加を促進します。

施策 22. 非行防止活動の推進

青少年の行動における課題を把握し、青少年に対する市民の理解を深めながら、学校、関係団体、企業などと連携し、地域全体で非行防止活動を進めます。

施策 23. 相談・指導体制の充実

青少年センターと各種相談機関との連絡調整に努め、個々の実態にあわせた相談・指導を行う体制の充実に努めます。

施策 24. 青少年の居場所づくり

青少年の個性や意見を尊重しながら、地域づくりセンターや児童館、公園などの公共施設を有効に活用し、NPO法人や民間企業などとも連携しながら、青少年の交流事業や活動の場所の確保に努めます。

施策 25. 地域環境の整備

非行防止や青少年の健全育成を進めるため、関係機関、団体との連携を密にして、青少年に有害な社会環境を排除し、青少年が安心して積極的に活動できる明るい地域環境の整備・充実を図ります。

施策 26. 情報モラルの向上

スマートフォン等を使用したインターネット利用による非行や犯罪被害の防止対策として、犯罪被害の事例や被害防止のための心構えなどの情報を学校と連携して発信し、ネット犯罪から身を守ることやトラブル防止に努めます。

目標指標

指標の名称	説明	単位	平成 28 年度 (基準)	令和 4 年度 (上段:中間目標) (下段:実績)	令和 9 年度 (上段:当初目標) (下段:修正目標)
体験事業の開催数	キャンプ等のアウトドア教室開催数	回	2	5	7
				2	5

目標 6. 地域文化

目標と方針

市民への芸術鑑賞機会の提供や市民が主体となった芸術文化活動を推奨し、教養を高めることにより、文化水準の向上を図ります。

施策 27. 文化施設の充実

市民ホールや鬼石多目的ホールは、生涯学習活動における発表や各種の講演が開催されて文化活動の拠点となっていました。令和4年度末で鬼石多目的ホールは市長部局へ移管し、市民ホールは（仮称）旧公立藤岡総合病院跡地複合施設の開館に伴い令和7年度に閉館予定となっています。今後も市民の芸術文化活動の場を確保するため、市長部局と連携して文化施設の充実に努めます。

施策 28. 文化施設の管理計画

市民ホールは、令和7年度に閉館となりますが、それまでの間、安全で快適な施設として利用してもらえよう、その施設機能の保持に努めます。

施策 29. 伝統文化の保護・継承のための支援

地域に受け継がれてきた郷土芸能や伝統行事の保存継承を図るため、記録保存や後継者育成の支援に努め、伝統文化の普及・啓発を進めます。また、高山社の歴史的価値について学び、郷土を誇りに思い、郷土愛を持つ市民を増やします。

目標 7. 人権尊重社会

目標と方針

あらゆる教育、研修、啓発等の場を通じて、人権に対する意識を日常生活に定着させ、市民一人一人がそれぞれの人権を尊重し、行動できる社会の実現を目指します。

施策 30. 人権教育・啓発の推進

(1) 人権意識の啓発・普及

人権問題をすべての人の問題として多面的にとらえ、一人一人の人権意識を高め、人権に配慮したまちづくりを進めるため、関係機関との連携を図り、人権啓発を積極的に進めます。

(2) 児童・生徒に対する教育の充実

あらゆる教育の場面を通じて、差別や偏見をなくすための教育と、子どもの人権の尊重と擁護のための教育の充実を図ります。

(3) 同和問題の解決

新たな時代を展望しつつ的確な施策の推進に努め、同和問題の1日も早い解決を図ります。

(4) 人権講座や啓発講演会の実施

人権問題に関する理解と認識を深めるとともに、人権啓発に必要な知識と資質の向上に努めるため、人権問題解決のリーダーとなる指導者養成講座や、広く地域や家庭に向けた人権啓発講演会などを実施します。

(5) 人権教育集会所事業の推進

人権教育集会所における各種教室の指導事業を進めるとともに、地域の交流と文化の向上を図ります。

施策 31. 人権擁護活動の推進

(1) 関係機関との連携強化

国、県及び人権擁護委員等との連携を強化し、人権擁護に努めます。

(2) 相談窓口の充実

市民が相談しやすい人権相談窓口の体制強化に努めるとともに、的確な対応により市民の人権を擁護します。

目標指標

指標の名称	説明	単位	平成 28 年度 (基準)	令和 4 年度 (上段：中間目標) (下段：実績)	令和 9 年度 (上段：当初目標) (下段：修正目標)
人権講座受講者数	人権講座の年間 受講者数	人	1, 018	1, 100	1, 100
				516※	1, 100

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、講座の受講者数を例年の50%程度に抑えて実施しました。

目標 8 . 文化財

目標と方針

世界文化遺産となった「高山社跡」や市内に存在する貴重な文化財などの保護・保存・普及に努め、その歴史的価値や文化について学べる環境づくりを行うことで、市民が郷土の歴史文化を誇れるまちづくりを目指します。

施策 3 2 . 文化財施設の整備・充実

(1) 藤岡歴史館の充実

藤岡歴史館は、本市の歴史・文化に係る情報発信施設として展示内容等の充実に努めるとともに、施設の経年劣化に応じ適切に維持管理していきます。また、埋蔵文化財の新たな保管施設の確保を検討します。

(2) 歴史民俗資料の適切な保存

歴史民俗資料の適切な保存・活用に努めるとともに、収蔵量の増加に伴う新たな保管施設、展示施設の確保を検討します。

(3) 高山社跡の解説機能の充実

世界文化遺産「高山社跡」の情報発信・活用を進めるために、解説・普及活動の充実に努めます。

施策 3 3 . 史跡の整備、指定文化財の保存活用

(1) 高山社跡の整備

世界文化遺産「高山社跡」とその周辺の保存・整備・活用を進めます。

(2) 毛野国白石丘陵公園の整備

毛野国白石丘陵公園について、史跡部分の整備・活用を進めます。

(3) 天然記念物の保護

国指定名勝及び天然記念物「三波川（サクラ）」の樹勢回復を図り、観光資源としても寄与するよう努めます。また、ヤリタナゴの保護、生息環境の保全を県水産試験場、地元高等学校、地元企業や民間保護団体とともに進めます。

(4) 伝統文化の保護・継承のための支援

地域に残された無形民俗文化財の保存継承を図るため、記録保存や後継者育成の支援に努めます。

施策34. 文化財保護思想の啓発・普及

(1) 郷土の歴史資産保護の啓発・普及

郷土の歴史資産保護の啓発に努め、講演会の開催など学習機会の充実を図ります。また、学校と連携して、デジタル技術を取り入れた地域の歴史文化に触れる学習の機会を設け、それらを自主的な学習及び研究の素材として活用し、次世代を担う子どもたちの自発的な郷土への愛着心を育みます。

(2) 埋蔵文化財の周知・保護

埋蔵文化財の周知徹底を図り、開発と文化財保護との適切な調整に努めます。

(3) 世界文化遺産「高山社跡」の価値の普及と情報発信

高山社の功績や歴史的価値の調査研究を行うとともに、絹文化や世界遺産の価値について、学習機会の充実と情報発信を図り、郷土を誇りに思う市民を増やします。

目標指標

指標の名称	説明	単位	平成28年度 (基準)	令和4年度 (上段：中間目標) (下段：実績)	令和9年度 (上段：当初目標) (下段：修正目標)
世界文化遺産「高山社跡」来場者数	世界文化遺産「高山社跡」への来場者数	人	22,120	22,000	22,000
				7,416	15,000
藤岡歴史館入館者数	藤岡歴史館への入館者数	人	10,341	12,000	12,500
				9,727	12,500

※ 高山社情報館は、平成31年4月1日より施設の所管が市長部局へ移管となりました。



- 藤岡市教育振興基本計画 -
発行 藤岡市教育委員会
編集 教育総務課